

## 裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年10月11日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 参加者等

司会者	岡 田 健 彦	（千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官	小 西 安 世	（千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官	澤 大 地	（千葉地方裁判所刑事第3部判事補）
検察官	岡 山 賢 吾	（千葉地方検察庁検事）
検察官	和 田 真 樹	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	田部井 宏 明	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	徳 吉 完	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者1番		女
裁判員経験者2番		女
裁判員経験者3番		男
裁判員経験者4番		男
補充裁判員経験者5番		男
裁判員経験者6番		男
裁判員経験者7番		女
補充裁判員経験者8番		男

### 議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

**【司会者】**

私、本日司会を担当させていただきます裁判官の岡田健彦と申します。よろしくお願い致します。

私以外に裁判官2名、それから検察官お二方と弁護士お二方に御出席いただいています。まず一言ずつ御挨拶させていただきたいと思います。

**【小西裁判官】**

本日司会の裁判長と同じ合議体で裁判を担当しております小西安世と申します。どうぞよろしくお願い致します。

**【澤裁判官】**

同じく司会の裁判長と同じ合議体で左陪席を務めております澤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

**【岡山検察官】**

千葉地方検察庁の公判部で裁判を担当している検事の岡山と申します。よろしくお願い致します。

**【和田検察官】**

私も同じ公判部で裁判を担当しております検事の和田真樹と申します。よろしくお願い致します。

**【田部井弁護士】**

千葉県弁護士会所属の弁護士の田部井と申します。よろしくお願い致します。

**【徳吉弁護士】**

同じく千葉県弁護士会所属の弁護士の徳吉と申します。よろしくお願い致します。

**【司会】**

本日は、このようなメンバーで進行させていただきたいと思います。

しかし、主には今日お集まりの裁判員、あるいは補充裁判員経験者の皆様の御意見を伺うという機会ですので、どうぞ積極的にいろいろな御意見・御感想等を聞か

せていただければ幸いに思います。

本日のテーマですけれども、量刑の話です。量刑というのは、裁判をやって事実を認定して、さてこの人についてどういう刑罰がふさわしいだろうかということを考える、その結論が主文というところに表れて、被告人を懲役何年に処するとか、あるいは執行猶予をつけるとかそういうような話になるわけですけれども、それについて焦点を当てて、どのように進行していったらだろうかと、あるいは困難な点、改善すべき点はあったのだろうか、そういうことをテーマにしていきたいと思えます。

まず皆様に、別紙第2の1記載のとおり、自己紹介も兼ねて、裁判員裁判を御経験いただいた全体的な感想についてお伺いできればと思います。

まず、1番の方よろしいですか。

#### 【1番】

私はもともと裁判員をやりたかったんですね。

実は数年前にも候補に挙がりまして、それで期待してやる気満々で来たのですが、要は抽選に漏れたというかたちでした。そもそも2回もそんな直近の期間というのがびっくりしましたし、本当に無作為なんだなという印象を受けました。

実際に携わって、法律の知識も何もないし大丈夫なのかと思いながら興味もあったのは事実だったのですが、すごく分かりやすく説明していただいて、裁判員に意見を聞きやすく導いてくださって、そういった意味では非常にやりやすい、考えやすい環境だったなと思いました。

#### 【司会】

ありがとうございました。

それでは次に、2番の方お願いします。

#### 【2番】

私は、何とかならないのかという変な情を持ちながらの参加になってしまったところがあるのですが、せっかく裁判員になったからには責任を持って国民の一人と

してやっていきたいなというのがありましたので、いい機会でもあったなと思いましたが。

【司会】

ありがとうございます。

では次に、3番の方お願いいたします。

【3番】

今回の裁判員に参加したことは、裁判制度そのものを理解するという意味では非常に勉強になりました。一つこれでいいのかなと思った点がありますが、証拠とかがそれほど完全じゃないような、自供であったり、被害者の説明だったり、そういう口頭での内容も状況証拠になるのが若干怖いような気が当時しました。

これだったら、逆に言えばえん罪というのはあり得るのかなと思ったことを記憶しております。

【司会】

担当した事件についてもそのような心配はありましたか。

【3番】

その事件についてもちょっと心配になりましたが、供述等がそれほど量刑に左右しないような内容だったので、心の中ではこれでいいかなみたいなところがありました。これが本当にどっちに転ぶか分からないような内容だったら、ちょっと怖いなと思いました。

【司会】

ありがとうございます。

それでは4番の方、お願いします。

【4番】

私が担当した事件の判決が、内容から見て、思ったよりも重かったというのが率直な感想でした。

私はこの裁判に当たって自分なりにトライしてみたのは、被告人の立場に立って、

本当に更生できるのかな，どのようにしたら裁判官が更生の方向に導いていってくれる，そういう手立てがあるのかなと心配しながら最後までやりました。

【司会】

ありがとうございます。

更生についてご心配があったということですが，今でもやっぱりそういうお気持ちがありますか。

【4番】

ありますね。一度刑務所に入って，また出てきてすぐに犯罪を犯したというので，被告人の家庭環境が非常にひっかかりました。父親の存在というのが見えてこないというのがいまひとつというか，またやらなきやいいなというのが私の今の気持ちです。そういったところを勉強させていただきました。

【司会】

ありがとうございました。

それでは，5番の方，お願いします。

【5番】

皆さんの事件は，人が関係するので難しかった裁判だと思うのですが，私が担当した事件は，人が余り関係なく，建物の放火ということで，建物自体の補償という話題があったのですが，裁判長が，こういう事例では，過去にこの様な量刑となった裁判例がありますよと，うまく裁判員の方に説明してくれました。

【司会】

ありがとうございます。

では，引き続き6番の方，お願いいたします。

【6番】

私が担当しました事件の被告人は，結構過去にもいろいろやっていて，もう人生の半分以上は刑務所にいるという人でしたが，最初にそれを冒頭陳述とかで聞いたときには，重い刑も考えられるような感じでした。実際に法廷が始まって，被告人

も家庭がいろいろあって御両親がいなくて、施設にずっと入っていて、今もずっと一人で、親族も誰もいないような環境にずっといたみたいでした。

最初女性に対する犯罪は、女性の裁判員の方が刑を重くしようという傾向があるという話だったのですが、いろいろ踏まえて話し合いをしていたら、結果的にやった行為だけで刑を決めなきゃいけないんだなというのが、非常によく分かりました。

**【司会】**

ありがとうございます。

次，7番の方お願いします。

**【7番】**

私が担当した事件の被告人の背景を聞くと、何人か兄弟がいるのですが、それぞれお父さんが違うといったようなちょっと不幸な関係にあって、自分もお父さんから暴力を受けていたというのが、今の被告人が犯行を犯したことに起因しているのかなとは思ったので、私的にはもうちょっと情状酌量の余地みたいのがあるのかなと思っただけですけれども、意外と判決には情状酌量というのは余り含まれないで、犯した罪だけで量刑が決まってしまうのだなと感じました。

あとは量刑を決めるときも意外と短く、1日かまたは半日ぐらいで、最終的には多数決で何年にするかというのを決めたので、意外と簡単というか、短い期間の中で重い刑というのでも決められちゃうのかなというのが感想です。

**【司会】**

最後に8番の方お願いします。

**【8番】**

私が担当した事件の被害者は、未成年だったのですが、私も人の親で同じぐらいの子どもがいるので、身につまされる思いというかそういった感じがしました。被告人の両親が離婚しているということで、やっぱり親の関与というのは大事だなと個人的には思いました。

あと、私も裁判員制度は非常に興味があって、今回補充裁判員だったのですが、

いい経験ができたかなと思っております。

ただ、当日にならないと何日間拘束されるかが分からないとか、我々のチームも1日ちょっと時間を余したのですけれども、結局収入の機会を1日逸してしまったというかたちになっちゃうので、そういった面からすると、私のようにサラリーマンみたいな人間はいいのですけれども、そのあたりは制度としては厳しいのかなと思いつながりながら経験させていただきました。

#### 【司会】

ありがとうございます。裁判员裁判も予定どおり行くかどうかというのはやってみないと分からない部分もありますので、ある程度日程にずれが出てきたり、早く終わってしまったらということはあるかもしれませんね。やはり考えていかななくてはいけない問題なのだろうと思います。

皆様に御感想を頂きましたが、量刑を決めるというのは、ふだん我々が生活の中でやることではありませんし、なかなか難しい面もあったのではないかと推察いたします。どの裁判体も必ずこういう発想に基づいてこういうふうに考えて決めて、その結論が一つの数字となってくると量刑の考え方の説明を随所でしていると思います。

この説明を早めにする裁判体と遅めにする裁判体と、いろいろ時期はあると思います。この別紙第2の2（1）記載の量刑の考え方の説明が、本日の大テーマの一つで、その考え方が分かりやすかったかどうか、理解・納得できたかどうかというところをぜひ突っ込んでお聞きしたいなと思っております。

結論は最終的に全部出ていますから、いろいろな話を重ねてこういう結論に至ったと思いますが、その過程で、なるほどそうか、それならこう考えて、最終的に多数決もあるでしょうけれども、そういうことでこういう結論に至ったということで分かっているか、そこを率直にお聞きしたいと思っております。

8番の方、いかがでしょうか。

#### 【8番】

量刑の考え方については非常に分かりやすかったです。我々のチームには映画で見るような陪審員のようなイメージを持っている裁判員の方もいらっしゃって、無罪から議論するのかなと思ったら、そうではなくて、弁護人の主張と検察側の主張の間のところを取るのですよという説明から入ったので、そこは皆さんすごく分かりやすかったのではないかと思います。

【司会】

やった行為の重さに注目して刑の大枠を決めて、その上で被告人の更生の可能性とかそういう点で上下させるという考え方ですね。その考え方自体は御理解いただけましたか。

【8番】

そうですね、結局弁護人側と検察側の求刑の差というのはこの争点の差なんですよというところから入ったので、そこは非常に分かりやすかったです。

【司会】

7番の方は、この量刑の考え方、発想は御理解いただけましたか。

【7番】

量刑の説明とかルールとかも教えていただいたので、その考え方自体は納得できるものではあったのですが、意見が分かれたときに、そこをどうまとめていくかが大変だと思いました。

【司会】

刑罰はかなり幅広いのだけれども、殺人罪だって、懲役5年から死刑まであってものすごく広いんですね。でも実際には一定の幅のところを考えていくわけですね。そういう幅の中で考えましょうという考え方自体も説明はあったと思いますが、それも理解していただけましたか。

【7番】

はい。

【司会】



そうですか。ありがとうございます。

それでは、6番の方お願いします。

【6番】

法律とかが本当に全く分からない状態で臨んだのですが、量刑の考え方からいろいろと教えていただいて、非常に分かりやすく納得はできました。ただ、量刑の幅について、前の事例とか似たような事例とかの一覧をホワイトボードとかパソコンとかで見せていただいたのですが、やっぱりやったことの内容で決めなきゃいけないというのは当然だとしても、素人なので、気持ちが入っちゃう部分はちょっとありました。

ここからこの幅で決めましょうと言われると、みんなで話し合えば大体その中間ぐらいになるのかなというのはちょっと思いました。

【司会】

幅があると言われると、かえって飛び出したいという衝動にかられませんか。

【6番】

最初はかなり飛び出していた考え方もあったと思うのですが、いろいろな事例を見て、こういうことをやると何年、これが追加されたから何年とか、そういうのを見ていくうちに、だんだんやった内容だけを見て考えるようになったのかなと思います。

【司会】

ありがとうございます。

それでは、5番の方いかがでしょうか。

【5番】

私が担当した事件の量刑の幅がすごく広がったのですが、計画性はなく、パニック状態になって犯行し、未遂に終わっているので、今までの事例からいくと、このくらいの量刑傾向ですよということを裁判官の方から分かりやすく説明していただきました。

【司会】

それでは、4番の方お願いいたします。

【4番】

私が担当させていただいた事件では、頻繁に「判例、判例」という言葉が出てま  
いりまして、それと量刑のところでは正規分布を取ったり統計学的なことも裁判の中  
で重んじるのだなということが率直な感想でございました。

ですから、量刑について、こういうふうなやり方でこういう判決が出ていくのか  
というところが、おぼろげながら理解はできましたが、やり方としてこれがいいの  
か悪いのかというのは、私にはまだよく分かりません。

【司会】

ありがとうございます。

では3番の方、お願いします。

【3番】

量刑の考え方の説明というのは非常に分かりやすく、ある程度やったことに対  
して大体このぐらいというのがあって、それがどういう理由でという説明が明確に  
されて、そういうものかなという感じでした。逆に言えば、こんなに淡々としたも  
のなのかなという感想も一部では思いました。

【司会】

ありがとうございます。

では、2番の方お願いします。

【2番】

評議の段階で、被害者のけがの症状や被害額について話をし、その後、量刑グ  
ラフを画面で見せていただいて、最終的な判断をしたのでよかったかなと思いまし  
た。

【司会】

事案を見ると計画性があるとか、あるいは共犯がいるとか、それからけがの程度、

どういう暴力を振るったのかというようなこと，そういうような事件の中身に応じて刑罰を決めるという考え方自体は理解していただけましたか。

【2番】

分かりました。

【司会】

ありがとうございます。

最後になりましたが，1番の方，量刑の考え方はいかがでしたか。

【1番】

量刑の考え方というのは，説明もよくしていただいて理解ができました。情状酌量で自首とかというところをどう判断するのかという話をしながら，本当にそこは分かりやすかったし，あと，知らなかった言葉で「監護」という言葉についても具体的に説明していただきました。実際の刑を決めるまでには自分の中ではいろいろな葛藤はあったのですが，ホワイトボードをたくさん使っていただいて，説明も分かりやすかったです。

【司会】

分かりやすく説明できたということですが，澤裁判官，この事件で何か覚えていることはありますか。

【澤裁判官】

この事件については，量刑の話に入る前に，被害者の人が実際にその被告人がやった行為を見えたのか見えなかったのか等複数の争点についての検討がされて，その後量刑の協議に入りました。そういう意味では，量刑の説明自体は比較的遅い時期にはなったかと思うのですが，裁判長がパワーポイントを使って，その行為の客観的な重さですとか，行為の意思決定に対する責任非難の強さというところについて分かりやすく説明していたのだと思います。

【司会】

ありがとうございました。刑罰の基本的な考え方というのは，皆さん理解してい

いただいたということで大変嬉しく思います。

ここでもう一度振り返ってみると、何でこういう基本的な考え方があるのかなということですね。刑の大枠は、犯行態様の危険性や結果の重大性等の行為の客観的重さや意思決定に対する責任非難の強さの程度によって決まると、ちょっと言葉は難しいですけど、どうして犯罪をしようと思ってしまったのかということですね。それは思っただけで本当はいけないわけですけど、思ってしまったからやってしまったのですが、それをどれだけ重く非難できるのかという意味です。そのとき犯罪をした理由とか動機が関係するので、量刑の幅というのは、いわば相撲の土俵みたいな部分があって、その中で、じゃあこの人についてどのぐらいの刑罰かということ、更生可能性、家庭環境、周りの人の援助とか、いろいろな可能性の要素で調整して、最終的に懲役何年なのかとかを最後に決めていくという、この2段階の考え方を理解していただけたと思いますし、またそうであるということをお心にとめておいていただけたら嬉しく思います。

何でこういう考え方をするのか、もっと自由に決めればいけないかという考え方もあり得るのかもかもしれませんが、裁判は日本中でやっておりますので、ある裁判所で同じようなことについてすごく重く判断をしたら、今度違う裁判所で同じようなことについてすごく軽くなったなんていうと不公平になってしまう。

被告人の更生ということもあるでしょうし、社会の平穏維持ということもあるでしょうけど、まずその中で刑事の判決の公平ということも強く言われて意識されるようになって、発想としては、自由に決めていいということは何を基準にして決めていいかわからないので、どういう事件なのかというのを正しく見据えて取り得る幅の範囲をまずみんな考えていき、その範囲を決めたら、今度はその中でいろいろまた調整要素を考えていけばいいのではないかというものです。

そういうふうにしないと日本中で、すごく重くなってしまったり、すごく軽くなってしまったりと、ばらばらな判決が出てしまい、それ一つを捉えればよしあしはないのかもしれませんが、やっぱり変だということで、これは我々は強調し

て、理解していただくようお願いしていますし、ここでもテーマとして挙げさせていたいただいていますように、大事なことなのだろうと思います。

ものすごく極端に重くした判決、あるいはものすごく軽くしてしまった判決は、控訴されてそれが維持されない、取り消されるということもあるかもしれません。それでは、せっかく考えた結論がそのままにならないということですから、それによろしくないということで、大方の理解の得られる、まさにその事案を見据えた適切な判決を出すためにはどうしたらいいかということで理解をお願いしたいのがこの考え方のわけです。

行為責任の考え方というのは、検察官、弁護人も裁判員裁判で強調して、みんなで共有しながらやっていますけれども、そのときに、じゃあ幅というのはどういうところで考えられるのかという際に利用するのが量刑分布グラフです。

ただその中で重い事案、軽い事案というのがやっぱりあって、それが幅としては上にずれたり、下にずれたりすることもよくあります。

この量刑グラフ自体は、分かりやすかったでしょうか。自分のイメージしたその罪名の犯罪と比較して、実際出てきたグラフは意外と重いか、意外と軽いじゃないかとか、そういう率直な感想はありましたか。

#### 【1番】

こんなことやっているのに、ここまでののかというのを思ったのが個人的な感想です。

結局被告人の人生を決めてしまうわけだからというのはあるのですが、分布図に関していろいろ事例を見せてもらいましたが、軽くないかと思ったのが、率直な感想です。

#### 【司会】

既遂と未遂では量刑の違いが出て、やはり未遂でも致命的に既遂に近いという事件もありますけれども、そうでなければある程度既遂事件なのか未遂事件なのかでグラフの山は変わりますね。

未遂事件であれば、そのベースはやはり未遂になるので、たとえすごく悪いことをしたとしても、ベースとしては未遂のほうのグラフの山を使わざるを得ない。既遂のほうで考えてしまうとやっぱりおかしくなってしまうので、やはりグラフは役立っていたのだらうと思います。

【1番】

何もないと分からなかったと思うので、データベースのようなある程度参考のものがあると、分かりやすいと思いました。

【司会】

この量刑グラフについて、8番の方お聞かせ願えますか。

【8番】

私が担当した事件では、グラフの分布図というのが判断に余り効かなかったのではないかと思います。

事例を探しても、類似のものがなかなか見つからなくて、余り分布グラフの山というのは意識しなかったという感じはしています。

【司会】

ありがとうございます。

それでは、2番の方、グラフの御感想をぜひ聞かせてください。

【2番】

ぱっと視覚に訴えて見る点では、私みたいによく分からない人間でも、そういうことなのね、と分かりやすかったです。裁判長からグラフを使いながら説明をしていただきましたので、分析して罪の重さというのを考えたりするときにも、とてもこれは役に立ちました。

【司会】

ありがとうございます。

グラフも年々進化していきまして、裁判員裁判も始まって7年ぐらいたちますが、その裁判員裁判の事例がかなり集積して、中身的にも裁判員裁判の全国で行われた

事例がグラフ化されているということですが、これは参考でしかないので、事案をよく見なければいけません。グラフを参考にして、もし幅みたいなものがあったとしても、その事件についてはどういうふうに解決するかということを考えると、やっぱり事案を見て、中身を見て、細かいところも気にしながら決めていかなければいけないという意味で、グラフの上限に近いところ、下限に近いところという判決は十分あり得るし、飛び出すこともあるということですね。

そういうことを常に頭に置きながらも、考える手立てとして量刑グラフを利用していくというのは、裁判の公平を図る上でも大事なのではないかと私は思っています。

事案によっては量刑グラフが役に立たない事案もあることは承知しています。例えば何か特異な事案で、似たような件が余り想定できなくて、なかなかグラフ的な考え方に合わない。

でも、そういう事件はそういう事件でやっぱり何か参考にしたら手立てとなるというわけで、使い方次第ですが有用じゃないかと思います。

次なる話題は、別紙第2の2(3)記載の評議です。多分1日2日、あるいはもっと、皆さん評議をされたと思います。その上で何年にするとか決めたのだと思いますが、この評議について、進め方は分かりやすかったですか、量刑の判断は難しかったですか、その他自分の意見が言えたとか言えないとかも含めて、思い出していただいて御感想を伺いたいと思います。

#### 【5番】

一番最初の自己紹介のときに、非常に裁判官3人がざつくばらんな感じで、裁判員裁判はこんなリラックスしてできるものなのかなという印象を持って評議に入りました。2日、3日目は、他の裁判員の方もリラックスしたようで、非常に活発な意見が出されました。本当にこんな緊張しなくてもいいのかなという雰囲気では臨めました。

#### 【司会】

それはよろしかったですね。判断で難しいとかいうこともなかったですか。

【5番】

担当した事件について、こういう幅で決められていくのではないかというのは、説明の中でよく分かりましたので、その後大体自然と決まっていたという感じがします。

【司会】

ありがとうございます。

では次に、6番の方をお願いします。

【6番】

被告人の威嚇的な態度等を見て、かなり緊張していたので、それこそ自己紹介とかいろいろ世間話をして、かなり和ませてから評議を進めていったんですけど、結構刺激的で心に残りました。

【司会】

その後評議になってから、何となく落ち着きましたか。

【6番】

そうですね。

【司会】

法廷での態度というのもプラスマイナスの要素ではあるので、全然関係ないわけではないのですけれども、それだけで決めちゃうとひどい判決になりますよね。それだと裁判の判決の決め方としておかしいですよ。

これが、まさに量刑の考え方です。

【6番】

その量刑グラフを見た中では、前科があって刑務所を出てからまだ間もない上での犯行だったので、かなり重いほうになったように思います。

【司会】

やっぱり過去に責任を問われて、反省して更生の気持ちでいかなければいけない



ところをまたやったというのは悪い要素として考慮されて、一般的な情状とも言えなくて、その人の責任の重さにも直接つながってくるものになると思われま

す。次は7番の方、評議についてちょっと思い出していただいて、御感想をお願いします。

【7番】

私たちが5番の方と一緒に、3人の裁判官の方たちが気さくな方でした。

楽しくと言ったらあれなんでしょうけど、ざっくばらんに話せたのと、こういう感じで、「何番の方どうですか」と振っていただけたので、話しづらい方もしゃべる機会を平等に与えられた感じでよかったです。

【司会】

それはいいですね。確かにいっぱいしゃべってくれる方とそうでもない方といらっしやるんですが、そうでもない方がいろいろ言いたかったということは後で御意見を伺ったりもするので、やっぱり基本的には均一にお伺いするのはいいなと思います。私もいろいろやってみたこともあるのですが、同じ順に当てると、最後のほうは言うことがなくなるとの御意見があったので、本日もいろいろと巡りを変えています。

刑罰を決めるのは悩ましくなかったですか、どうですか。

【7番】

ある程度の幅までは絞れても、最終のところ、先ほど言われた更生する機会があるかとか、背景とかいろいろ要素が入ってきて悩みました。

【司会】

ありがとうございます。

8番の方、評議についていかがですか。

【8番】

私が担当した裁判体はフレンドリーに手続きが進んでいきましたが、自己紹介が一番最後だったので、誰がどういうパーソナリティーを持っているか分からないま

ま議論をしていて、ちょっと言葉は重かったですね。

【司会】

自己紹介が最後というのは珍しいですね、最後ですか。

【8番】

最後でしたね。

【司会】

早めに自己紹介するなりしたほうがいいですかね。

【8番】

そのほうが言葉は軽くなると思うんです。ただ一方で、自己紹介したことにより、裁判員の中に同業者がいることが分かってしまうとそっちのほうで話がまとまっちゃうリスクはあったかなという感じがしました。

【司会】

そうですね。その道の権威みたいな人がいたりすると、その人の意見でいいやみたいになっちゃうこともあるので、それを避けるために後で自己紹介したほうがフェアかもしれないですね。

【8番】

裁判自体は、被害者の証言を聞いてしまうと、仕方がないのかなと、やっぱり感情が入ってしまいました。

【司会】

感情も量刑を左右する要素だと思っていますので、そこまで全然駄目だということとはできないし、直接その人の話を聞いてどんなことがあったのかと感じ取ることとは、そればかりで大きく刑罰が振れちゃったら変ですけど、事案をよく理解するという意味では必要なのだろうとは思っています。

ただ、感情的になることとは違うので、そのところの区別が大変難しいなと思います。

今度は1番の方、どうでしたか。

【1番】

私も、すごくリラックスして参加できました。やはり自己紹介が一番最初だったのですが、別に名前を言ってもいいです、言わなくてもいいですみたいな、もちろん職業も言っても言わなくてもみたいなのは人それぞれだったという感じでした。やっぱりすごく緊張してはいたのですけれども、こんなリラックスしたムードで話し合えるのだなというのが印象的でした。

昼休みのときに、「私たちの意見で」みたいな何かそんな話が出たときに、裁判長の方から、今までは3人で決めなくてはいけなかったことをみんなの意見が聞けるというのはすごくいいことなんですよ、みたいなこともおっしゃっていて、そうなのかなと思いました。

最初のうちはやっぱり自分は素人だから、裁判官がもっと意見を言ってくれてもいいんじゃないかなと、正直最初は思っていました。

ただ、後から思ったのは、それを言ってしまうと、恐らくプロの人という感じでそっちに流されてしまうので、そういう意味で、余り口は出さずに私たちの意見を出させてくれて、考えさせてくれたのかなと思いました。それがやっぱり裁判員制度の姿かなと感じました。

そういった意味では思ったことも言えたし、多分意見はいろいろ出ているほうだったのではないかと思います。

【司会】

自然とまとまった感じですか。

【1番】

私はそんなに考えない人だと思っていたのですが、別に私一人じゃなくてみんなで決めたことだったのだけど、これでよかったのかなと思いながら判決日を迎えたのですが、終わった後はもうすごいですっきりしていたというか、これでよかったんだみたいなかたちで終わることができました。

【司会】

それは評議の中は大変だったかもしれませんが、最後は言い渡してスッキリしたというお話でしたら、やっぱり良かったと思うし、いい判決だったのだろうと思います。ありがとうございました。

2番の方、どうでしょうか。

### 【2番】

最初に自己紹介をしていたので、一緒にお昼を食べて雑談をしたり、裁判長も一緒にお話をしてくださったりして、とても和やかな雰囲気の中で評議が進んでいったというのはよかったと思います。

評議は難しかったのですが、皆さんどの方も、結構意見を言いまして、結論にも納得していました。

最後に判決を出す前に裁判長が原稿を持ってこられて、これでいいですかというお話をされたときにすごく胸を打たれてしまいまして、何か本当によかったかなという終わり方でした。

### 【司会】

いろいろあったけど、最後はみんなこれでいい判決だなということで納得して出せたということですかね。それは貴重なことですね。

話し合いといっても、どれをどう話し合うと結論が出てくるのか、必然的にどうだということもなかなかないものですから、そうすると個人の考え方というのはそれぞれあって、それをまず自由に言い合って、理解し合えるかどうかというところに尽きるのだと思います。その作業というのは、大変なことだろうと思います。ありがとうございました。

評議について、3番の方、どうでしたか。

### 【3番】

評議の進め方については分かりやすく説明していただきましたし、裁判官の皆さんの場のつくり方だとか、評議での設定だったりとか非常によかったかなと思います。

評議自体は、いろいろな方がいらっしゃるので、裁判員の方で発言をされる方とちょっと遠慮される方というのはいました。だから発言されなかった方は、ひょっとしたらもっと言いたかったことがあったのかもしれないですけど、それは仕方ないのかなと思います。

量刑の判断ですが、全く難しくなくて、先ほど量刑の考え方というところでもありましたけれども、このぐらいの事案であれば過去の事例からこういうのが適用されてみたいところがあって、なんだかんだと言って私の場合は、結果的には量刑の範囲が自然に絞られていって、全然悩むとか考えるとかということではなくて、逆にある程度ゴールがもう決められていて、そこに向かって私たちは走らされているみたいなイメージがありました。

仕事柄、研修とかトレーニングでケーススタディみたいなことをやるんですが、それに似ているなと思いました。裁判員裁判が始まる時に最初にぱっと配られて、こういう事案で争点はこれで、これについて考えてみなさいみたいな、本当にトレーニングをやっているみたいな感触でしたので、そもそも裁判員制度は市民感覚を取り入れるための制度ではなかったかなと疑問は感じました。結局あらかじめある程度の線は決まっていて、そこに向かって何か行っているみたいなところは拭えなかった感じがあります。

#### 【司会】

ありがとうございます。もっと自分としては大胆な意見とかそういうのがあってよかったとか、御感想としてはそういうことですか。

#### 【3番】

そうですね。いろいろ決めていく過程で、こういうケースだったらこれはあったと思いますか、なかったと思いますかと、それは皆さんの感覚をもとに決めていってくださいと言ったわりには、最後の量刑を決めるときには余りそういうことはなくて、こういうふうに使われています、大体このぐらいの感じですかみたいなところだったので、ちょっとそのギャップを少し感じてしまったみたいなところなんです。

**【司会】**

ありがとうございました。事案をよく解明していけばいくほど、グラフなどを参考にするとうとうしてもこの辺と、決まってくるわけではない、終点が決まっているわけではないのですが、どうしても収束していく、またそういうことを目的にやっているところもありますので、御感想のような御意見を持たれる方もあるかもしれません。ありがとうございます。

最後に4番の方お願いします。

**【4番】**

評議の進め方でございますが、もう皆さんのほうからお話が出ていますけれども、評議室の雰囲気というのは非常にいいものだったなという実直な感想でございます。

あと、この量刑判断の中で感じたのですが、裁判長が、我々裁判員に向かって「こんなところでよろしいでしょうか」「こんな文面でよろしいでしょうか」と、いわゆる問いかけ問いかけでやっていただいたんですね。こんな丁寧に裁判所の方というのは我々に対して、そういう問いかけをしていただいて、それで最終的に一つのもを出していくのだなというのが、私のこの中での感想だったのですが、是非ともそういう方法をとっていただければありがたいし、これからどういうかたちになるのかわかりませんが、非常にそういった点が、今記憶に残っている非常にいい点です。

**【司会】**

それはよかったです。ありがとうございました。

評議がまさに結論を決める場ですので、すごく悩んだり大変だったりすることも多いし、また時間も長時間かかります。半日、1日で済めばいいけれども、翌日にかかったりして、その間なかなか落ち着いて寝られないということもあるかもしれないし、本当に皆さん、参加していただいてその点有り難く思います。また、おおむね話しやすかったとかよかったという御意見も伺いましたので、私としても嬉しく思います。今後活かしていきたいと思っております。

次に、別紙第2の2(4)記載の話題として、検察官、弁護士、今日お二方ずついらっしやいましたが、その活動の中で、量刑に関していろいろな主張があったと思います。特に論告弁論というのがございまして、判決の話合いに入る直前にまとめたいにして、検察官はこれこれこんな重大な事件で危険がこんなで、よって懲役何年などと求刑します。弁護人は逆に、これこれこんないい情状があつて、こんな無理からぬところもあつて更生できるから、もっとずっと軽くしてほしいなどと意見を言い合う場面がありました。検察官や弁護人の主張は分かりやすかったですか。

【5番】

分かりやすかったです。検察官の方も弁護人の方も、人間に対していろいろな角度からよく見ているなという、我々にはちょっと想像ができないような感じがしました。こんな見方もあるんだ、こういう角度から見なくてはいけないとか、こういう角度から弁護してあげなくちゃいけないんだということが非常に勉強になりました。

【司会】

弁論などは、被告人として訴えられている人ではあるけれども、いろいろなのを拾っていくと、いっぱい救いがあるというか、いい要素がこんなにもあつてというようなことですね。あれなども、普段なかなか考えないことかもしれませんね。

【5番】

そうですね。人生これからも生きていく上で非常に勉強になりました。人をどうという角度から見て、いろんな角度から見なくてはいけないのだなど、非常に自分自身も勉強になりました。

【司会】

6番の方、どうですか。

【6番】

文字だけではなくて図とかグラフとか書類を作ってください、非常に分かりや

すかったです。

それで事件の時系列じゃないですけど、それに沿ってここでこうあって、証拠がこれでみたいなのが双方から出て、最終的にそれを後で評議のとき照らし合わせをして、ここがやっぱり裁判所としてはこっちを持とう、これはこっちを持とうというので決めていけたので、非常に素人が見ても分かりやすかったです。

【司会】

資料が使いやすい、見やすいというのはいいですね。7番の方、どうですか。

【7番】

資料をいただいて、私の記憶にあるのは弁護人側の主張が結構弱かったなという記憶があって、どうしてもやっぱり検察官側の主張に私たちも耳を向けてしまい、論争というところまで行かなかったの、そうなんだみたいなぐらいにしか思えなかったです。

【司会】

どうしても事件がどういう事件かというのにもよるんじゃないですかね。弁護でできるのですが、なかなか材料が少ないということはあるかもしれません。

8番の方、どうですか。

【8番】

論告弁論は争点がまとまっていたので分かりやすかったとは思いますが、ただ、全体通して事前整理がされているので、事前整理された以前の情報がなかなか裁判員に入っていないというのがちょっとあります。

例えば、本当は被害者の家庭環境も知りたいけれども分からないとか、もうちょっと事前整理以前の情報もあればいろいろ考えられたかなとは思いました。

【司会】

ちょっと余分な情報もあつたらよかったかなということですね。それで量刑を大きく左右しないということで、多分整理してしまっているのだと思います。確かに御感想のようなこともあるかもしれません。



論告弁論に関して、1番の方、どうですか。

【1番】

分かりやすかったです。資料も上手にできていて、整理もされていたので、見やすかったです。

【司会】

2番の方、いかがでしたか。

【2番】

どちらも分かりやすかったのですが、やっぱり検察官の方というのは厳しいというか、鋭いというか、私の個人的な感情かもしれませんが、そういう印象がありました。弁護人のほうがなんとなく、弁護する立場でいるので優しく見えたりしました。

【司会】

それはやっぱり毅然としてやるべきところはやらなくてはいけないから、あるかもしれませんね。ありがとうございます。

3番の方、論告弁論について、当事者の活動についてどうでしょうか。

【3番】

検察官の方は非常に分かりやすかったです。弁護人も分かりやすかったのですが、少しやる気がないというふうに感じました。少しでも量刑を減らそうとしているのかなとは感じました。

【司会】

最後に4番の方、論告弁論についていかがでしょうか。

【4番】

私も7番の方と同じような意見ですが、弁護人の弁論が少し弱かったのかなと思いました。

【司会】

ありがとうございます。かなり高評価ではないかと思います。裁判員裁判も件数

を重ねて、いろいろ工夫・努力されている結果だと思imasるので、我々も含めて分かりやすく見やすいように、日々やっていきたいと思imas。

それでは、別紙第2の2（5）記載の判決書ですが、これはどうでしたでしょうか。ちゃんと評議の結果のとおり書いてありましたか、きちんと反映されていましたかということと、分かりにくいところはなかったですか。

### 【3番】

判決文自体は審議したとおりの内容だったんですけども、配られたのが最終日で、判決を言い渡される直前1時間とか2時間前ぐらい前に配られて、これで見てくださいという感じだったので、「それでいいですか」と言われて、「ここ違います」と言っても多分直せないと思うので、そこはもう少し時間を置いて事前に見たかったなというのがあります。

### 【司会】

ありがとうございます。多分準備がもうぎりぎりでするので、2時間前ぐらいにお見せするというのはよくあることですね。ただ長い判決だったら、そんなにすぐには見られませんので、判決の長さにもよると思imasけども、それは皆さんによく見ていただくために、できるだけ早目にお見せできればというのは私もそう思imas。

他に判決についてお気づきの点など、大変いい判決だとおっしゃっていただいてもいいですし、これはちょっとというのもいいですし、どうでしょうか。

### 【4番】

私が担当した事件の被告人は若年で、これまで職を転々としながらも長く無職ではなかったという点で、勤労意欲がうかがわれるので、再生の可能性があると思imasのときにそのようなニュアンスのことを述べさせていただいたんですけども、判決文の中でその部分を採用していただいたというのは、話合いの中身が反映されていたと思imasので、非常に感謝していまます。

### 【司会】

判決については、その他の方がいかがでしょうか。

【8番】

3番の方と一緒に、判決文自体目にしたのは当日のお昼だったのですが、事前の議論の中で裁判長が、こういった表現を入れておきましょうと常におっしゃっていて、その結果が全て最後は入っていたので、皆さんぱっと見た感じ、議論の内容が入っているなというかたちでまとまっていたので、裁判員側は納得したかたちの判決文になりました。

【司会】

なるべく話をそのまま反映させようと、どの合議体もやっているのです。そのとおりになっていけば嬉しいことですけれども、7番の方、そうなっていましたか。

【7番】

はい。話合いの内容が盛り込まれていました。

【司会】

1番の方も大丈夫ですか。

【1番】

はい。

【司会】

2番の方もどうですか。

【2番】

判決直前に頂いて、一部修正するところもありましたが、大体みんなの意見が反映されていました。

【司会】

6番の方、判決についていかがですか。

【6番】

弁護人が被告人とのコンタクトをなかなか取れなかったみたいで、だからちよっ

と弁論が弱くて、そういったことも踏まえた判決になりました。

【司会】

判決について、駆け足ですがお伺いいたしました。どうもありがとうございました。今後も分かりやすく書くように努力いたします。

さて最後に、別紙第2の3記載のとおり、これから皆様にお一言ずつ、裁判員、補充裁判員を経験された達成感、あるいは負担感なども踏まえ、これから裁判員、補充裁判員、またはその候補者となられる方、ネクスト裁判員とでも言いますか、その方々へお伝えしたいメッセージがあればお聞かせください。

【1番】

最近新聞とかで、裁判員に選ばれても来ない人が多いと、辞退とか、そもそも呼出しがあっても何もアクションもなく、結局ふたを開けたら来なかったみたいのがすごく多いというのを目にしていたのですが、私は本当にやりたかった人で、私の周りもなぜかやりたい人が多いので、逆にそういう報道を見て意外な気分です。

だから、負担になられた方もいるんでしょうけれども、ただ実際は、本当にみんなから意見が出たように、リラックスした場で話せたという環境だと思うんです。それこそお菓子が出たり飲み物があったり、実際はアットホームなチームとしてそういうふうに話し合いができるみたいなことももっと分かると、みんな重く考えている人は少し気持ちが軽くなって、じゃあ選ばれたらまず行ってみようかみたいになるといいのかなと思います。

だから、本当にそんな難しくないというか、私も法の知識などはなかったけれどもいろいろ教わりながらできたし、そういうことがもっともっと浸透していくといいのかなと思いました。

だから、選ばれて通知が来ているのに来ないという人が増えているというのは、非常に個人的には残念に思います。

【司会】

ありがとうございます。

2 番の方，メッセージを頂けますか。

【2 番】

やはり私の身近には，裁判員経験のある人はいないので，是非選ばれたら最後までやってほしいなと思います。

【司会】

ありがとうございます。

3 番の方，メッセージを頂けますか。

【3 番】

私も同様で，選ばれたら是非やってみる価値はあるかと思います。選ばれたら積極的に発言とかを，何も恐れずに，間違ったことを言ってもいいと思うので，どんどん発言してもらえばいいかなと思います。

【司会】

ありがとうございます。

4 番の方，お願いします。

【4 番】

私は，背伸びをする必要はありませんよと，平常心で臨めばいいと，そこらを感じました。

【司会】

ありがとうございます。

5 番の方，いかがですか。

【5 番】

私も裁判員をやりたいかたのですが，参加させていただいて，非常にものの見方，ものを客観的に捉えなくてはいけないということが勉強になりました。これからは裁判員になられる方は，是非積極的に参加の意思を示していただければ，全体的にこれからの裁判員裁判が，我々市民感覚で受け入れられていくのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございます。

6番の方、メッセージを頂けますか。

【6番】

実際参加してみて、ちょっと衝撃的な場面を見たり、心に響いたりとかいろいろあるのですが、結局最後までやってみると、それより達成感のほうが大きくなるのが皆さんほとんどだと思うので、それを今まだやっていない方々というのは、多分マイナスのイメージのほうが多いと思うんです。会社に勤めている方が多いので、それを休んで行かなきゃいけないとかいろいろあるとは思いますが、せっかく選ばれたからにはやってみたほうが、結局達成感のほうが多いんだよというのが皆さんに知れ渡れば、もっとみんなやりたいなと思ってくれるんじゃないかなと思います。

【司会】

ありがとうございます。裁判所も、知れ渡るように、皆さんに理解していただくように努力したいと思います。

7番の方、いかがですか。

【7番】

私もやってみたほうがいいかなとは思いますが、やっぱり働き盛りの方というのは会社との兼ね合いがあって参加できないとか、あと会社が余りいい態度、行ってもいいけど土曜日出てねみたいなの、そういうところもあるので、もうちょっと企業がポジティブに、行きなさいというふうに言ってくれるような働きかけも必要なのかなと思いました。

【司会】

確かにおっしゃるとおりのこともありますね。

8番の方、メッセージを頂けますか。

【8番】

私は裁判員をやりたかったほうなので、やっぱり経験して、裁判に出ると被告人にも被害者にもなりたくないなという思いが強くなって、本当に人生の勉強ができたなと思います。

あと、補充裁判員だったので、公判中は上から見て、判決は逆に傍聴席から聞くということで両方の視点が経験できたので、本当にそこはいい経験をさせていただきました。

**【司会】**

御出席の検察官、何かございますか。

**【和田検察官】**

今日は貴重な意見を頂戴しまして、今後の裁判に役立てたいと思っています。  
ありがとうございました。

**【司会】**

弁護士も何かございましたらおっしゃってください。

**【田部井弁護士】**

先ほど皆さんの弁論に対する評価で、分かりやすいと言っていた方がある程度いらっちゃって、もともと検察官のほうは分かりやすく、弁護人は非常に分かりにくいというのがよく聞く意見だったのですが、本日はそれを分かりやすいと言っただけでよかったかなと思います。

我々も日々、検察官とは違って個人でやっておりますので、本当に1週間10日間かけるのが非常に大変ということで、なかなか何度も何度も経験するということは難しい中で、非常に千葉県弁護士会はやる気があって研鑽を積んでおりますので、そういった機会を我々も利用して一生懸命弁護人としての力をつけて、分かりやすくやっていきたいと思う次第です。

**【司会】**

ありがとうございます。

それでは時間もまいりましたので、今日の貴重な御意見を今後に生かして、役立

てて、いい裁判を実現していきたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。



(別紙第2)

### 裁判員意見交換会話題事項

- 1 裁判員・補充裁判員を経験された全体的感想をお聞かせください。
- 2 今回の意見交換会では、下記の点についてご意見をうかがう予定です。
  - (1) 量刑の考え方の説明について
    - ・裁判官からの説明は分かりやすかったですか。
    - ・行った行為を中心に刑の重さを考えるということについて納得はできましたか。
  - (2) 量刑分布グラフについて
    - ・量刑分布グラフをご覧になった感想をお聞かせください（思っていたよりも刑が重い又は軽いなど）。
  - (3) 評議について
    - ・評議の進め方は分かりやすかったですか。
    - ・量刑の判断は難しかったですか。
  - (4) 検察官や弁護人の活動について
    - ・検察官や弁護人の量刑に関する主張（論告，弁論）は分かりやすかったですか。
  - (5) 判決書について
    - ・評議の結果は判決書にきちんと反映されていましたか。
    - ・判決書の内容で分かりにくいところはなかったですか。
- 3 裁判員・補充裁判員を経験された達成感あるいは負担感なども踏まえ、これから裁判員・補充裁判員（又は候補者）となられる方へお伝えしたいことがあればお聞かせください。